

年 発 0 4 0 1 第 3 号
平 成 2 2 年 4 月 1 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長

国民年金法施行令等の一部を改正する政令及び厚生年金保険の保険給付
及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
の施行について

国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第108号）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第60号）が本日別添のとおり公布されたので通知する。

これらの改正の内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

特に、第一1(7)の在職老齢年金に係る支給停止調整変更額及び支給停止調整額については、昨今の名目賃金の下落を受けて、今般、平成16年年金制度改正以後はじめて48万円から47万円に改定されるため、周知にあたっては留意されたい。

なお、本件改正内容について、貴機構から年金事務所長宛て、周知のための通知を行う場合には、当該通知を厚生労働省年金局へあわせて送付されたい。

記

第一 国民年金法施行令等の一部を改正する政令

1 改正内容

(1) 国民年金法施行令の一部改正

平成22年度における、国民年金の保険料を追納する際の加算率を改定すること。

(2) 厚生年金保険法施行令の一部改正

厚生年金保険法附則第18条に規定する拠出金の額を算定する際に用いる率等を改めること。

(3) 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

平成22年度における国民年金法による特別一時金の額を改定すること。

- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正

国民年金の保険料の追納に関する加算率の改定に伴い、中国残留邦人等に係る保険料の追納等に関する加算率を改定すること。

- (5) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正

国民年金の保険料の追納に関する加算率の改定に伴い、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する保険料の追納に関する加算率を改定すること。

- (6) 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正

平成22年4月以降の月分の給付額について、本来水準と物価スライド特例水準との丈比べに係る規定の整備を行うこと。

- (7) 国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正

平成22年度における国民年金法に規定する改定率、保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率、在職老齢年金に係る支給停止調整変更額及び支給停止調整額等を改定すること。

- (8) その他関係政令

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

2 施行日

公布の日（平成22年4月1日）

第二 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

1 改正内容

平成22年度における、特例納付保険料を納付する際の加算率を改定すること。

2 施行日

公布の日（平成22年4月1日）

国民年金法施行令等の一部を改正する政令について

【改正の趣旨】

法律の規定に基づき、平成 21 年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率等を基準として、平成 22 年度における年金額等の改定を行うほか、所要の改正を行うもの。

【平成 22 年度における年金額について】

- 平成 16 年改正により、改正後の年金額（本来水準）については、毎年度政令において改定の基準となる率を定めることにより、自動改定する仕組みに改められたところ。
- ただし、過去、物価下落時に年金額を据え置いた経緯から、経過措置として、本来水準の年金額と、物価下落を据え置いた水準（物価スライド特例水準）の年金額とを丈比べし、高い方の年金額を支給することとなっており、現在は物価スライド特例水準の年金額が支給されている。
- 平成 22 年度においても、全ての世代で物価スライド特例水準が本来水準を上回ることから、実際の年金額は物価スライド特例水準の年金額が支給される。（年金額は据置き。）

【政令案の内容】

1. 本来水準の基礎年金額の改定の基準となる率（改定率）の改定（国民年金法第 27 条）

法律の規定により、平成 22 年度における改定率については、

- ① 新規裁定者（昭和 18 年 4 月 2 日以後に生まれた者）
＝前年度改定率（平成 21 年度改定率＝1.006）×物価変動率（0.986）
- ② 既裁定者（昭和 18 年 4 月 1 日以前に生まれた者）
＝前年度改定率（平成 21 年度改定率＝1.006）×物価変動率（0.986）

を基準とする。

（注）新規裁定者は名目手取り賃金変動率、既裁定者は物価変動率を基準とするのが原則だが、名目手取り賃金変動率が 1 を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るため、国民年金法第 27 条の 2 第 3 項の規定により、新規裁定者についても物価変動率を基準に改定

※ 平成 21 年物価変動率: 0.986

名目手取り賃金変動率: 0.974 ⇒ 平成 21 年物価変動率（0.986）×実質賃金変動率（平成 18～20 年度実績値の 3 年平均）（0.990）×可処分所得割合変化率（0.998）



平成 22 年度における改定率は、新規裁定者、既裁定者ともに 0.992。

2. 本来水準の厚生年金額の改定の基準となる率（再評価率）の改定（厚生年金保険法第43条第1項、別表）

法律の規定により、平成22年度における再評価率の改定については、

① 新規裁定者（昭和18年4月2日以後に生まれた者）

＝前年度再評価率（平成21年度再評価率）×物価変動率（0.986）

② 既裁定者（昭和18年4月1日以前に生まれた者）

＝前年度再評価率（平成21年度再評価率）×物価変動率（0.986）

を基準とする。

（注）新規裁定者は名目手取り賃金変動率、既裁定者は物価変動率を基準とするのが原則だが、名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るため、厚生年金保険法第43条の2第3項の規定により、新規裁定者についても物価変動率を基準に改定

※ 平成21年物価変動率:0.986

名目手取り賃金変動率:0.974⇐ 平成21年物価変動率（0.986）×実質賃金変動率（平成18～20年度実績値の3年平均）（0.990）×可処分所得割合変化率（0.998）

⇒ 平成22年度における再評価率は、新規裁定者、既裁定者ともに物価変動率（0.986）を基準として改定する。

3. 平成12年改正法による給付水準5%適正化前の年金額を計算するための率（従前額改定率※）の改定（平成12年改正法附則第21条第1項及び第2項）

※従前額改定率について

平成12年改正において、厚生年金の報酬比例部分の水準を5%適正化することとしたが、このとき、経過措置として、5%適正化前の年金額と5%適正化後の年金額との丈比べを行い、高い方の年金額を支給することとした。従前額改定率は、この平成12年改正による5%適正化前の年金額を改定するための率

従前額改定率の改定は、法律上、既裁定者の再評価率の改定の例によることとしている。

平成22年度における既裁定者の再評価率の改定は物価変動率で行うため、従前額改定率についても、前年度の従前額改定率を物価変動率で改定することとなる。

具体的には、

前年度従前額改定率（平成21年度従前額改定率＝1.007）×物価変動率（0.986）を基準とする。

⇒ 平成22年度における従前額改定率は、0.993。

4. 国民年金の保険料改定率の改定（国民年金法第 87 条）

国民年金の保険料は、平成 16 年改正により、毎年 280 円ずつ引き上げ、平成 29 年 4 月以降は 16,900 円となることが法定されているが、いずれの額も平成 16 年度価格であり、実際の各年度における保険料は、法定された各年度の保険料額に物価や賃金の変動を加味した保険料改定率を乗じた額となる。

平成 22 年度の保険料改定率は、
前年度改定率（平成 21 年度保険料改定率＝0.997）×平成 20 年物価変動率（1.014）
×実質賃金変動率（平成 17～19 年度実績値の 3 年平均＝0.997）
を基準とする。



平成 22 年度の国民年金の保険料改定率は、1.008。

平成 22 年度の国民年金の保険料額は 15,100 円。

※ 平成 22 年度の法定保険料額（14,980 円）×平成 22 年度の保険料改定率（1.008）≒15,100 円

5. 国民年金の保険料の追納加算率の改定（国民年金法施行令第 10 条）

国民年金の保険料免除期間については、将来の低年金を防止するため、10 年前の分まで遡って納付（追納）することを可能としており、追納する保険料額は、当時の保険料額に追納加算率を乗じた額を加算した額としている。

追納加算率については、前年各月発行の 10 年国債の表面利率の平均を用いることとしており、平成 22 年度については、平成 21 年各月発行の 10 年国債の表面利率の平均が 1.4%であった。



平成 22 年度の追納加算率を 1.4%とする。

6. 在職老齢年金の支給停止基準となる額の改定（厚生年金保険法第 46 条及び同法附則第 11 条）

<在職老齢年金制度>

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者である場合には、年金額と賃金との合計額が一定の基準額を超えた場合には、その超えた分に応じて年金額の全部又は一部を支給停止することとなっている。

この支給停止基準である 48 万円の額については、法律上、賃金等の変動に応じて自動的に改定する仕組みとなっている。平成 22 年度における名目賃金変動率がマイナス 2.4%であったことから、平成 22 年度の在職老齢年金の支給停止基準となる額を 48 万円から 47 万円に改定する。

- ※ 名目賃金変動率: $0.976 \div \text{平成 21 年物価変動率}(0.986) \times \text{実質賃金変動率}(\text{平成 18} \sim 20 \text{ 年度実績値の 3 年平均} = 0.990)$
- ※ 平成 22 年度の在職老齢年金の支給停止基準となる額: $48 \text{ 万円} \times (1.003 \times 0.996 \times 1.002 \times 0.998 \times 1.011 \times 0.976)$ (注)
= 473,152 円 $\div$ 47 万円 (1 万円未満を四捨五入)
- (注) 平成 17~22 年度の名目賃金変動率

7. 財政支援拠出金の額の算定の基礎となる率の改定(厚生年金保険法施行令第8条の5、第8条の11及び第8条の11の2)

平成 21 年に行われた財政検証の結果を踏まえ、平成 22 年度以降の財政支援拠出金の総額を計算する際に用いる率を改定する。

＜財政支援拠出金について＞

平成 9 年 4 月に、J R・J T・N T T の旧三共済が厚生年金に統合された際、旧 J R・J T 共済については、成熟化（被保険者数に比べて受給権者数の割合が高くなること）が進んでいたため、被用者年金各制度から厚生年金制度に対し、旧 J R・J T 共済組合員期間に係る年金給付費を賄うための拠出金（財政支援拠出金）を納付させることとしている。

この財政支援拠出金については、財政検証が行われるときに、将来にわたる見通しを算定することとされている。

8. 本来水準と物価スライド特例水準との丈比に係る規定の整備

平成 22 年 4 月以降の月分の厚生年金保険法による年金給付について、本来水準と物価スライド特例水準との丈比に係る規定の整備を行う。

9. その他所要の規定の整備

その他所要の規定の整備を行う。

10. 施行日

公布日（平成 22 年 4 月 1 日）施行

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

[趣旨]

- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき事業主等が支払う特例納付保険料については、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額とされている。
- 当該加算額は、未納保険料に各年度毎に定める追納加算率を乗じて得た額としていることから、平成 22 年度において用いる平成 19 年度分の追納加算率を定めて、各年度の追納加算率を改定するもの。

[内容]

- 平成 22 年度において用いる平成 19 年度分の追納加算率は、1.4%とする。

※ 平成 21 年各月発行の 10 年国債の表面利率の平均が 1.4%であることを踏まえたもの。

※ 国民年金の保険料の追納加算率や中国残留邦人等の特例に係る保険料の追納加算率についても同じ率を用いている。

[施行期日]

公布の日（平成 22 年 4 月 1 日）